

意見書案第12号

平成26年12月26日提出

提出者 松山市議会議員 丹生谷 利 和  
岡 雄 也  
川 本 健 太  
中 村 嘉 孝  
吉 富 健 一  
大 塚 啓 史  
松 本 博 和  
渡 部 克 彦  
原 俊 司  
寺 井 克 之  
宇 野 浩

平成26年12月26日 原案可決

中等・高等教育の無償化を目指し、奨学金制度の充実を求める意見書について  
中等・高等教育の無償化を目指し、奨学金制度の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

#### 記

中等・高等教育の無償化を目指し、奨学金制度の充実を求める意見書

日本の子どもの貧困率は16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり、深刻な社会問題となっている。2013年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、今年8月には大綱が示されたが、具体的な対策が取られているとは言い難いところである。

この貧困を世代間連鎖させないためには、高等教育を受けて知識を高めたり技術を身につけて、職業選択の幅を増やすことが何より重要である。しかし、現在、国立大学でさえ、初年度納付金は約81万円と高く、学費が若者、その保護者の大きな負担となる厳しい現状がある。

日本学生支援機構の奨学金制度には、無利子の第一種奨学金と年利3%を上限とする第二種奨学金があるが、2012年度実績では約7割が第二種奨学金である。昨今の経済状況により、奨学金を返済できず生活に苦しむ若者が急増している。

日本国憲法第26条は、すべての国民に等しく教育を受ける権利を保障しており、教育基本法第4条は、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないと規定している。また、OECD加盟国34カ国のうち、17カ国に授業料が無償の大学があり、32カ国で給付型の奨学金制度が設けられている。学費無償化と給付型奨学金制度導入は世界の

流れとなっている。さらに、2012年に政府は高校・大学の段階的な学費無償化を定めた国際人権規約のA規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回をした。これにより日本は中等・高等教育の無償化を目指す国となった。

よって政府に対し、個々の家庭の事情にかかわらず、誰もが安心して学業に専念できる環境の整備に向けて、下記の点を強く要望する。

#### 記

- 1 中等・高等教育の学費減免制度を拡充し、段階的に学費無償化を進めること。
- 2 早期に給付型の奨学金制度を拡充すること。
- 3 貸与型の奨学金については無利息とし、一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣